

## 春日井市庁舎玄関マット広告掲出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、春日井市庁舎で使用する玄関マットの提供について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「玄関マット」とは、足拭き用広告マットをいう。

2 この要領において「提供者」とは、玄関マットを作成し市に納入する企業等をいう。

### (広告の掲出位置)

第3条 玄関マットは別に要項で定める場所に設置することとし、広告の掲出位置は、庁舎マット全面とする。

### (製作上の注意事項)

第4条 提供者は、広告内容、デザイン、品質等、玄関マットの仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に製作しなければならない。

### (広告の規格)

第5条 広告の規格は、要項で定める。

### (広告の掲出料)

第6条 広告の掲出料（消費税及び地方消費税を含む。）は、要綱第4条第1項第1号の規定に基づき、入札により最高額で落札した価格とする。

### (提供者の募集と選定方法)

第7条 提供者の募集方法等は別に要項で定めるものとし、前条により落札したものを提供者として決定する。

2 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

### (提出書類)

第8条 第7条の入札に参加しようとする者は、事前審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）を要項で定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出書類に基づき審査し、事前審査型一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (契約の締結)

第9条 市長は、提供者を決定したときは、提供者と玄関マットの提供に関する契約を締結する。

(広告主の募集)

第10条 広告主の募集は、落札した提供者が行う。

(行政財産目的外使用の許可)

第11条 提供者は、玄関マットへの広告の掲出に当たり、庁舎に係る行政財産目的外使用の許可を受けなければならない。

(提供者と広告主)

第12条 提供者は、広告主を募集し、その広告を掲出するときは、市長が指定する期間までに春日井市庁舎広告掲出申込書(第3号様式)に広告原案を添えて、とりまとめのうえ市長に申込みをしなければならない。

(広告掲出の決定)

第13条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、その掲出の可否を決定し、春日井市庁舎玄関マット広告掲出決定通知書(第4号様式)により提供者に通知するものとする。

(広告の作成)

第14条 庁舎内に掲出する広告は、提供者の負担で作成及び掲出するものとする。

(広告掲出料の納付)

第15条 提供者は、市長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲出料を一括納付しなければならない。

(広告掲出料の還付)

第16条 納付された広告掲出料は、還付しない。ただし、市長の都合により広告の掲出ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲出の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、春日井市庁舎広告掲出取消通知書(第5号様式)により広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲出料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第2項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (3) その他広告掲出に特に支障があると市長が認めるとき。

(広告掲出の取下げ)

第18条 提供者は、広告掲出を取り下げることができるものとする。

2 提供者は、前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により市長に申し出なければならない。

(雑則)

第19条 この要領に定めのない事項は、別に市長が定める。

## 附 則

この要領は、平成21年2月13日から施行する。